

## 特記仕様書

業務番号	24-B09D
業務名	平成24年度 丹波PA（仮称）と一体的な地域振興拠点整備に係る実施設計業務
業務場所	京都府船井郡京丹波町 曾根 地内
履行期間	契約日の翌日から平成25年3月29日

### （業務内容）

測量）用地幅杭設置測量 L=0.63km

設計）与条件の整理、設計検討、整地設計、道路詳細設計、交差点詳細設計、古墳公園散策路設計、調整池設計、駐車場等設計、修景設計、ユーティリティ設計、防災拠点施設設計、許認可関連資料作成、関係機関協議資料作成 1式

### （業務目的）

本地域振興拠点は、京都縦貫自動車道丹波綾部道路 丹波PA（仮称）と一体的に整備を行うものであり、本業務は丹波綾部道路の計画と整合を図りつつ、地域振興拠点の建設に必要な実施設計を行う。なお、施設の建築設計は本業務に含まない。

### （測量業務）

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか「測量業務共通仕様書（案）（平成13年1月京都府）及び京丹波町公共測量作業規程及び同記載要領」（以下、「共通仕様書」という。）によるものとする。

### （設計業務）

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務共通仕様書（案）（平成13年1月京都府）」（以下「共通仕様書」という。）、「土木構造物標準設計」（国土交通省）、「設計便案（案）」（近畿地方整備局）及び「土木構造物設計マニュアル（案）」（建設省）、「京都府の道づくりガイドライン（京都府）」によるものとする。

(成果品の提出)

報告書は2部作成し、縮小版1部とデータ1部を添えて監督職員に提出するものとする。

(資料等の支給及び返却)

貸与する資料等は、次のとおりとする。

資料の名称	単位	数量	貸与場所	返納場所	摘要
京丹波町 平成22年度 丹波PA(仮称)における 地域振興拠点整備企画調査業務	1	式	京丹波町	京丹波町	電子データ
京丹波町 平成23年度 PA と一体的な地域振興 拠点整備に係る測量業務	1	式	京丹波町	京丹波町	電子データ
京丹波町 平成23年度 丹波PA(仮称)と一体的 な地域振興拠点整備基本計画策定業務	1	式	京丹波町	京丹波町	電子データ 基本設計、道路予備設計資料 業務中 (平成24年5月30日まで)
京丹波町 平成23年度 PA と一体的な地域振興 拠点整備に係る地質調査業務	1	式	京丹波町	京丹波町	電子データ 業務中 (平成24年5月25日まで)
京丹波町 平成23年度 PA と一体的な地域振興 拠点整備に係る用地測量業務	1	式	京丹波町	京丹波町	電子データ 業務中 (平成24年6月29日まで)
京丹波町 平成24年度 PA と一体的な地域振興 拠点整備に係る路線測量業務	1	式	京丹波町	京丹波町	電子データ 業務中 (平成24年5月31日まで)
近畿地方整備局福知山河川国道事務所 丹波綾部道路 丹波地区地質調査成果	1	式	京丹波町	京丹波町	電子データ

近畿地方整備局福知山河川国道事務所 丹波綾部道路 丹波地区詳細設計成果	1	式	京丹波町	京丹波町	電子データ
近畿地方整備局福知山河川国道事務所 丹波綾部道路 用地測量成果	1	式	京丹波町	京丹波町	電子データ

(業務カルテ作成・登録)

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

## 【1】測量業務

(打合せ等)

- 1 業務の実施に伴う打合せは、業務着手時1回を行うものとする。ただし、中間打合せについては、監督職員の協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。
- 2 当初打合せには、原則として主任技術者が立ち会うものとする。

(土地への立入り等)

- 1 測量業務を実施する場合、作業班の内1人は必ず身分証明書を携帯して業務に当たるものとする。
- 2 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、主任技術者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- 6 強制立入等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- 7 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失については受注者の負担とする。

(検査)

- 1 点検測量  
本業務において測量成果の精度及び品質について確認のため点検測量（再測量）を行うものとする。
- 2 測量機械器具の検定  
本業務に使用する機械の検定については（社）日本測量技術センターが行い発行する証明書を成果品に添付して提出するか、または受注者自身が別に定める検定要領により検定を行いその記録を提出するものとする。
- 3 電子計算機用プログラムの検定  
本業務に使用する電子計算機用プログラムの使用承認を受ける場合は、別に定める電子計算機用プログラムの検定要領（案）に基づき、必要書類を提出するものとする。
- 4 成果品の検定  
本業務の成果品のうち、検定に該当するものは、（社）日本測量技術センター等高度の技術水準を持つ機関（測量会社除く）における審査

を受け検定証明書に添付する。

(その他の特記事項)

- 1 測量業務期間中現道上で交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員、保安施設を配置し、現道交通の確保に努めなければならない。
- 2 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

## 【2】設計業務

(与条件の整理)

国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所が行う丹波 PA（仮称）を含む丹波綾部道路の最新の計画内容を確認し、各種実施設計に向けた諸条件を整理する。

(設計検討)

丹波 PA（仮称）と設計方針を整合させるため、設計条件、設計方針及び管理区分等の整理を行う。なお、必要に応じて建築物の配置及び形状等の概略検討を行う。

(整地設計)

本町の管理エリアを対象に、造成設計及び小構造物の設計、土量計算を行い、整地工事に必要な整地設計図書（各種平面図・標準断面図・構造図等）を作成する。

また、整地設計図書に基づいて、工事発注に必要な数量を算出する。

なお、造成は、国土交通省が本線工事の発生土により、施設基盤の計画高さの1m下がりまで行う予定である。よって、本業務は、それより上部の設計を対象とする。

(道路詳細設計)

予備設計成果に基づき、以下に示す道路について、道路工事に必要な縦横断の設計及び小構造物の設計を行い、道路工事に必要な道路設計図書を作成する。

ア 府道からのアプローチ道路

本施設から府道桧山須知線までのアプローチ道路の詳細設計（詳細設計 A）を実施する。

イ 外周交通路

本施設駐車場から PA までの外周交通路の詳細設計（詳細設計 A）を実施する。

ウ 交差点詳細設計

以下について、交差点詳細設計（詳細設計 A）を実施する。

- ・ アプローチ道路と府道桧山須知線の交差部

<平面・縦断設計>

決定された線形の再確認および必要に応じた細部検討を行うものとする。

また、縦断設計は、実測縦断図を用い主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮の上、縦断線形を決定し、20m毎の測点および主要点を標準とする測点について計画高計算を行う。

なお、縦断図には、横断構造物はすべて記入し、その高さも記入すること。

#### <横断設計>

横断設計は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、縦断設計により法面勾配と構造を決定し、現地状況に即した道路横断の詳細構造を設計する。

#### <小構造物設計>

応力計算を必要とせず、標準設計図集等から設計できるもので、現場条件に合致するよう設計する。

また、採用根拠となる資料を報告書に含め提出すること。

なお、展開図の作成については監督職員と協議するものとする。

#### <仮設構造物設計>

構造計算、断面計算または流量計算を必要とする仮設構造物は、現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面、数量計算書を作成するものとする。

#### <用排水設計>

用排水構造物の設計は、既存資料および現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入した排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行わなければならない。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照するものとする。

#### <取付道路等設計>

取付道路等の設計は、現場条件、設計条件に合致するよう設計し、工事に必要な図面、数量計算書を作成するものとする。

#### (古墳公園散策路設計)

アプローチ道路の歩道の代替として整備する古墳公園散策路の工事に必要な設計図書（各種平面図・構造図等）を作成する。

また、設計図書に基づいて、工事発注に必要な数量を算出する。

(調整池設計)

造成設計図、基本設計図書等に基づき、堤体式調整池及び放流水路の工事に必要な設計を行う。

対象調整池は、本町管理エリアの1基とする。

また、設計成果に基づき関係機関との協議のため資料（協議書）を作成する。

(駐車場等設計)

本町の管理エリアを対象に、駐車場・交流広場・交通部分等の設計を行い、工事に必要な設計図書（各種平面図・構造図等）を作成する。

また、設計図書に基づいて、工事発注に必要な数量を算出する。

(修景設計)

地域振興拠点に相応しい施設とするため、調整池、法面、造成勾配及び照明等の修景に対する検討を行うとともに、良好な修景を形成するための修景設計を実施する。

A3程度のパースを3案程度作成する。

(ユーティリティ設計)

ア 汚水排水設計

計画汚水量に基づき、浄化槽の規模検討を行うとともに、工事に必要な設計を行う。

イ 雨水排水設計

調整池に至る雨水排水施設の経路・規模検討を行うとともに、工事に必要な設計を行う。

ウ 給水設計

地区周辺の既設上水道系統に基づき、地域振興拠点への上水供給の可能性を検討するとともに、工事に必要な設計を行う。なお、設計対象区間は府道とアプローチ道路の交差点部から地域振興拠点施設の給水接続部までとする。（給水接続部の配置検討を含む。）

また、設計図書に基づいて、工事発注に必要な数量を算出する。

(防災拠点施設設計)

過年度の導入機能及び規模等の検討結果を踏まえ、防災拠点施設の詳細設計を実施する。防災拠点施設の設計対象は、災害便所、防災用給



貯留水槽及び雨水利用水槽とする。

(許認可関連資料作成)

上記の成果に基づき、事業認定、河川協議、連結許可申請及び公安協議等の際必要となる、事業計画書・添付図面等を作成する。

(協議資料作成)

受注者は関連機関との協議用資料・説明用資料の作成および支障となる物件を調査し平面図に記入したものを作成するものとする。

(取りまとめ)

上記の検討結果を踏まえ、報告書の作成を行う。

(設計協議)

業務の履行に当たって実施する打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、業務完了時の計5回とする。なお、業務着手時または業務計画書作成時および業務完了時には、管理技術者が立ち会うものとする。また、各種設計に関する協議を適宜実施する。

(その他)

建築物（地域振興施設）の設計は、DBO方式による発注範囲とし、本業務の対象外とする。

また、DBO方式による事業者の選定について、別途アドバイザー業務を発注しているため、必要に応じて連携を図ることとする。

なお、国土交通省近畿地方整備局において、丹波PA（仮称）の詳細設計が発注されているため、本業務の実施にあたっては調整を図りながら行うこととする。

(照査技術者及び照査の実施)

本業務は、照査技術者により、照査を行うものとする。

(土地への立入り等)

- 1 現地踏査等を実施する場合、作業班の内1人は必ず身分証明書を携帯して業務に当たるものとする。
- 2 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付す

るものとする。

- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、管理技術者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- 6 強制立入等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- 7 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失については受注者の負担とする。

#### (コスト縮減対策)

当該業務では、最適案として選定したケースにおいて、コスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、詳細設計時に検討すべきコスト縮減提案を行う。

なお、この提案を実施した技術者が、その設計を通じて得た着目点・留意点等（コスト縮減の観点から詳細設計時に一層の検討を行うべき事項）について整理し、コスト縮減設計留意書として提出するものとする。

#### (設計計画)

業務内容を確認の上、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、連絡体制等を記載した業務計画書を作成する。

#### (現地踏査)

測量業務委託の成果の確認を行うとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用の状況等について現地を精査し、設計に反映させること。

なお、予備設計で計画した構造物等の位置、交差または付け替え道路、用排水系統等について確認すること。

また、設計に検討した条件については設計条件図として検討結果を記した平面図を作成すること。

#### (施工計画)

各設計内容等を反映した計画工程表、施工順序、施工方法、資材等の搬入計画、仮設備計画等、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な仕様書の作成および施工計画を行うものとする。

#### (設計図)

受注者は「土木設計業務共通仕様書（案）（平成13年1月京都府）」に規定のある工種については、その規定による設計図を作成する。

(数量計算)

数量計算は、土木工事数量算出要領（案）（近畿地方整備局）に規定のある工種については、その規定に基づき作成するものとする。

(照査)

本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき照査技術者が実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は、共通仕様書第1107条5項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

(報告書作成)

報告書作成については「土木設計業務共通仕様書（案）（平成13年1月京都府）」によるものとする。

(その他の特記事項)

- 1 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 2 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。
- 3 紙媒体の成果品には、連絡先（直通の電話番号、FAX番号及びE-mailアドレス、会社名、所属部課名及び担当者名（担当者氏名にはふりがなを入れること。））を必ず明記すること。
- 4 打ち合わせ協議などで発注者から指示された事項の提出期限については、特別の指示のない限り、7日以内とする。なお、これによらない場合は受注者において必ず申し出ること。
- 5 報告書において、電算の結果書を添付する場合は、その入力条件及び計算式が明瞭に確認できる記述を行うものとし、電算の結果書の添付を行わない場合は、計算結果が明確に確認できるようにするものとする。
- 6 設計において、土木関係示方書・指針等に準拠した基準及び計算式は必ず出典及び頁数を明記すること。
- 7 設計業務にあたって、明確な計算手法が認められない場合は、計算過程において、その式を採用した根拠を工学的観点より報告書に論述するものとする。
- 8 詳細設計業務において用地買収がある場合は、幅杭表を作成するとともに、必要な用地幅を計画平面図及び横断面図に明示すること。
- 9 構造物詳細設計を行う場合は、工事用として構造物位置の座標値算出を行い、座標リストを提出すること。
- 10 業務の遂行上必要な事項は、仕様書に明記されていないものであっても、発注者と協議の上、受注者の責任において適切な措置を講ずること。
- 11 報告書の内容については、その考え方のフロー図を添付するものとする。また、報告書作成においては、章・節等を明瞭にするものとし、

設計業務に係わり使用した「図書・基準書」は報告書の設計条件に明記するとともに、「式・数値基準」については、関係図書及び記載箇所を明示するものとする。

- 12 専門用語については、文末に解説を記述し、どこまでのものを記載するかは発注者の指示によるものとする。
- 13 打ち合わせ協議記録簿については、原則として受注者の方で作成し、打ち合わせ協議後7日以内に提出し、チェックを受けた後、報告書にまとめて添付すること。
- 14 設計に当たって、基本的な条件（例えば、使用する仕様書など）を十分確認し、議事録などにいつ確認したかを記述すること。また、確認に当たっては、明確な形で確認（文書等による確認）すること。このことを怠ったことによって生じた手戻りなどについては、原則として発注者は対応しないものとする。
- 15 この仕様書に定めてある事項でこの調査に馴染まないものについては、監督員と協議の上、省略できるものとする。

（管理技術者及び照査技術者の資格要件）赤書のとおり、訂正します。

共通仕様書の第1106号に規定する管理技術者及び第1107条に規定する照査技術者については、次のとおりとする。

- ~~1 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する部門）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、下記に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。~~
  - ~~（1）技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。~~
  - ~~（2）技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者。~~
  - ~~（3）技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、13年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の実績を有するもの。~~
  - ~~（4）APECエンジニア（業務に該当する部門）の場合には、13年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の実績を有するもの。~~
  - ~~（5）RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）の場合には、同種・類似業務の実績を有するもの。~~
- ~~2 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、下記に定める業務経験を有しなければならない。~~
  - ~~（1）技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。~~
  - ~~（2）技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者。~~
  - ~~（3）技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、13年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の実績を有するもの。~~
  - ~~（4）APECエンジニア（業務に該当する部門）の場合には、13年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の実績を有するもの。~~

~~（５） RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）の場合には、同種・類似業務の実績を有するもの。~~

1 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する部門）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、下記に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- （１） 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。
- （２） 技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者。
- （３） 技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。
- （４） APECエンジニア（業務に該当する部門）の場合には、業務に該当する部門に4年以上従事している者。
- （５） RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）。

2 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、下記に定める業務経験を有しなければならない。

- （１） 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。
- （２） 技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者。
- （３） 技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。
- （４） APECエンジニア（業務に該当する部門）の場合には、業務に該当する部門に4年以上従事している者。
- （５） RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）。